認定教授所認定等の為の自主規制要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 本要綱は、ダンス教授所の業務の適正化、JATD プロダンス教師およびダンス教授所の品位の保持などのため必要な事項を定めることにより、もってダンスの健全な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 当協会 一般社団法人日本舞踏教師協会
- (2) JATD プロダンス教師 当協会が定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者及びダンスを正規に教授する能力を有する者として当協会が認定した者。
- (3) 認定教授所 生徒にダンスを教授するための営業を営むダンス教授所のうち、その営業が適正に営まれているものとして当協会が認定した教授所。
- (4) 営業者 生徒にダンスをさせる営業を営む者(当協会並びに当協会の支部、管区に加盟する営業者に限る。)
- (5) ダンス教師 当協会の認定の有無を問わず、ダンスを教授する能力を有する者。

第2章 営業者及びプロダンス教師遵守事項

(用語の意義)

第3条 営業者は、自己の名義でもって他人にダンス教授所を営ませてはならない。

2 JATD プロダンス教師は自己の名義でもって他人にダンスを教授させてはならない。

第3章 認定教授所

(認定教授所の認定)

第4条 営業者は、自己のダンス教授所について、認定教授所の認定を受けることができる。

(認定基準)

- 第5条 当協会は、前条の認定を受けようとするダンス教授所が、次の各号に適したものであるときは、これを認定 することができる。
- (1) JATD プロダンス教師が置かれていること。
- (2) ダンスに使用する部分(以下「ダンスフロア」)の床面積が 66 平方メートル以上であること。ただし、これに満たない場合で、営業者、プロダンス教師および周囲の状況等を総合的に判断し、当協会が支障ないと判断したときはこの限りではない。
- (3) ダンスフロアの内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

- (4) ダンスフロアの出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、ダンス教授所外に直接通じる客室の出入口についてはこの限りではない。
- (5) ダンスフロアの照度が20ルクス以下とならないように維持されるために必要な構造又は設備を有すること。
- (6) 騒音・振動については、ダンス教授所の外壁から1メートル離れた位置の床面で測定し、騒音については 50 デシベル、振動については 55 デシベル以下となるような構造であること。
- 2 当協会は、前項の規定に適合しているダンス教授所であっても、前条の認定を受けようとする営業者(営業者が法人の場合については当該法人の役員)が次の各号のいずれかに該当するときには認定しないものとする。
- (1) 刑罰法令に触れる行為を行う等、営業者としてふさわしくない非行があると認められる者
- (2) 暴力団その他著しく反社会的な行為を行うおそれのある者及びこれらの者と親交がある等、営業者としてふさわしくないと認められる者
- (3) その他ダンス界の発展を妨げる不法な行為を行い、又は行うおそれが強い者
- (4) 第7条の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者

(認定の手続き及び認定証)

第6条 第4条の認定を受けようとする者は、当協会に、次の事項を記載した「認定教授所申請」と「プロダンス 教師名簿」に第2項に定める添付書類を添えて提出しなければならない。

認定教授所申請書

- (1) ダンス教授所の所在地
- (2) ダンス教授所の名称
- (3) 営業者の氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号及び性別(但し、法人の場合にあっては法人の名称、所在地及び役員の氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号及び性別)ダンス教師名簿ダンス教師の氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号及び性別
- 2 添付書類
- (1) ダンス教授所に所属するダンス教師がダンス教師であることを示す資料の写し
- (2) 教授所の建物構造及び設備の概要
- 3 当協会は、第4条の認定をしたときは、認定証を交付するものとする。
- 4 当協会は、第4条の認定をしないときは、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、または滅失したときは、速やかにその旨を当協会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。
- 6 認定料及び年会費については別に定める。

(認定の取り消し)

第7条 当協会は、第4条の認定を受けた認定教授所について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、 その認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたこと。
- (2) 第5条に定める基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第10条から第16条までに定める遵守事項に反し、第17条に定める指示を受けたにもかかわらず、これをあ

らためないこと。

- 2 当協会は、第4条の認定を受けた認定教授所が、本要綱に定める規定に従わないなど、当協会の名誉を著しく毀損すると認める場合には、その認定を取り消すことができる。
- 3 当協会は、認定を取り消そうとする場合、その相手にあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。但し、営業者が正当な理由なく定められた日時に出頭しない場合、その弁明の機会を放棄する旨を表明した場合又は営業者がその所在不明の場合はこの限りではない。
- 4 当協会は、前項に定める弁明に伴う手続きを資格認定局に行わせるものとする。

(認定証の返納等)

- 第8条 認定証の交付を受けた者は、次の各号にいずれかに該当することになったときは、遅滞なく認定証を当協会に返納しなければならない。
- (1) ダンス教授所を廃業したとき
- (2) 認定教授所の認定を取り消されたとき
- (3) 認定証の再交付を受けた後亡失した認定証を発見し、又は回復したとき
- 2 前項の規定により認定証の返納があったときは、認定はその効力を失う。

第4章 営業者の遵守事項等

(認定証の提示義務)

第9条 認定教授所では、営業者は、認定証を教授所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(プロダンス教師の留意事項)

- 第 10 条 営業者は、ダンスを教授するため認定プロダンス教師が指導して生徒にダンスをさせる場合を除き、生徒にダンスをさせてはならない。
- 2 営業者は、自らのダンス教授所でダンスを教授する教師の認定証の写しをダンス教授所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(年少者の制限)

- 第12条 営業者は、午後10時から日の出時までの間に18歳未満の者をダンス教授所に立ち入らせてはならない。
- 2 営業者は、午後10時から日の出時までの間に18歳未満の者にダンスの教授をさせてはならない。

(団体教授の場合の生徒数)

第13条 団体でダンスを教授する場合の生徒数は、おおよそフロア3.3平方メートル当たり1人以下とする。 2 カップルの場合、フロア9.9平方メートル当たり1組以下とする。

(料金表示)

第14条 営業者は、教授料金をダンス教授所内において生徒が見やすいように表示しなければならない。

(酒類及びたばこの提供の禁止)

- 第15条 営業者は、ダンス教授所内で酒類を提供してはならない。
- 2 営業者は、ダンス教授所内で20歳未満の者にたばこを提供してはならない。

(生徒名簿の備付け)

第16条 営業者は、ダンス教師及び当該ダンス教授所の生徒について、その住所氏名を登録した名簿を備え付けなければならない。

(認証書の発行)

第17条 営業者は、認定教授所外で講習を行うダンス教師から申請があった場合、研修記録の認証書を発行することができる。

(指示等)

第 18 条 当協会は、営業者が本要綱に定める遵守事項に従わないで営業している場合は、その改善に必要な 指示をすることができる。

第5章 苦情の処理体制

(倫理委員会)

第19条 当協会は、本要綱の実効性を確保するため倫理委員会を設ける。

- 2 倫理委員会は、ダンス教授所、JATD プロダンス教師及び営業者に関して寄せられた様々な問題や要望について調査し、その適切な処理に努めるとともに、重要特異なものについては当協会に報告する。
- 3 当協会は、前項の報告を受けた場合、理事会においてこれを審議し、改善のための必要な対策を講ずるものとする。

附則(施行年月日)

本要綱は、平成27年8月1日から施行する。

受理年月日			認定番号				認定年月日		
ダン	/ ス 🍦	数 哲	受 所	認	定	申	請	書	
一般社団法人 日本舞踏教師協会の自主規制要綱第4条の規定により認定を申請します。									
					人工。	F	п	п	
一般社団法人	日本舞踏教師協会	会 殿				年	月	日	
			申請者住所						
				/					
			氏名	7					
								印	
	Г								
	所在地	(〒	_)				
が、 マ 本本で記)) 11.FE								
ダンス教授所	名称								
	電話番号	TEL			FAX				
		フリガラ							
営業者 (申請者)	氏名								
	性別・生年月日	男・タ	女 明治・	大正・昭和	印・平成	年	月	日	
	本籍地								
		(〒	_)				
	住所								

※添付書類

- 1) ダンス教授所認定申請書
- 2) 教授所の構造及び設備等の概要
- 3) プロダンス教師名簿

電話番号

4) プロダンス教師認定証の写し (コピー)

TEL

以上

FAX

教授所の建物構造及び設備の概要

 申請年月日
 令和
 年
 月
 日

 教授所名

(認定教授所認定等の為の自主規制要綱第5条関係)	

① 建物の構造				
② 建物内の教授所の位置	階			
③ 教授所内総坪数	坪 () m²		
④ フロアーの坪数	坪() m²		
⑤ フロアーの照度	ルクス			
⑥ フロアー騒音	デシベル			
⑦ フロアーの振動	デシベル			
⑧ フロアーを仕切るドア錠	有り	無し		
教授所全体の平面図(見取り図	: 別紙参照)			

プロダンス教師名簿

|--|

教授所名				
ダンス教師	氏名	フリガナ		認定番号
	性別	男・女	生年月日	
	本籍地			
	住所			
	電話番号		()
	氏名	フリガナ		認定番号
	性別	男・女	生年月日	
ダンス教師	本籍地			
	住所			
	電話番号		()
	氏名	フリガナ		認定番号
	性別	男・女	生年月日	
ダンス教師	本籍地			
	住所			
	電話番号		()
ダンス教師	氏名	フリガナ		認定番号
	性別	男・女	生年月日	
	本籍地			
	住所			
	電話番号		()

- ※ 教師認定番号を必ず記入のこと。研修生は認定番号不要。
- ※ 記入欄不足の場合のみ本紙コピーの上使用可。